

# 全令状法と iPhone 問題に関する若干の考察

湯浅 塾道<sup>†1</sup>

**概要:** 本稿では、FBI が全令状法(All Writs Act)という法律に基づき、Apple 社に iPhone のロックを解除して FBI の捜査を支援する命令を出すことを連邦裁判所に求めた問題について、法的側面からの検討を行う。FBI はカリフォルニア州の事案とニューヨーク州の事案について全令状法に基づきロック機能解除命令を出すように求めているが、両者の事案と連邦裁判所の判断の相違を比較し、相違の理由や今後の方向について若干の考察を行う。

**キーワード:** 全令状法、連邦憲法修正 4 条、プライバシー、iPhone、Apple、FBI

## Legal Consideration of All Writs Act and iPhone Issues

Harumichi Yuasa<sup>†1</sup>

**Abstract:** This article address the legal issues about two contrasting judgments of federal magistrate judge according to two motions submitted by FBI to issue the order forcing Apple to assist the government. Judicial judgments to FBI motions vary between California case and New York case, and this article considers several aspects such as the reason of the difference between two cases, controversies on this issue, and future directions from the point of legal view.

**Keywords:** All Writs Act, 4th Amendment of the Constitution of the United States, Privacy, iPhone, Apple, FBI

### 1. はじめに

近時、アメリカ連邦捜査局（以下、「FBI」と略。）は、2 件の事案について、全令状法に基づき Apple 社に対し iPhone のロック機能解除を支援する命令を出すように連邦地方裁判所に求め、注目を集めている。

1 件は、2015 年 12 月にカリフォルニア州で発生し、14 人が死亡、22 人が負傷した銃の乱射事件の被疑者の iPhone 5 に関するもので、もう 1 件は、2014 年 6 月にニューヨーク州で麻薬取引容疑により逮捕された容疑者から押収した iPhone 5 が対象である。

カリフォルニア州の事案では、死亡した被疑者が iPhone を使って乱射事件に関するメッセージを交換している可能性が高く、メッセージを iPhone から取り出そうとしたものの、ロック機能に妨げられた。このため Apple 社に支援を求めたものの、Apple 社が拒否したので、全令状法に基づきロック機能を解除する技術的支援を行うよう命令することを求めたというものである。これに対してカリフォルニア中央地区連邦地裁の治安判事は、2月16日に決定を下し、Apple 社に対して、捜査機関が iPhone のデータにアクセスできるように支援することを命じた。

ニューヨーク州の事案では、麻薬捜査局が被疑者の iPhone を令状に基づき押収したものの、2 週間という令状の期限内ではロック機能を解除することができず、FBI に支援を求めた。しかし FBI も解除に成功せず、令状の期限

が過ぎた後に Apple 社に支援を求めたが、拒否された。このため、全令状法に基づく Apple 社への技術的支援命令を裁判所に求めたものである。これに対してニューヨーク東部地区連邦地裁の連邦治安判事は、2月29日に決定を下し、全令状法に基づく Apple 社への命令を否定した。

このように、ロック機能解除を支援する命令について、カリフォルニア州の事案とニューヨーク州の事案では、連邦地裁は異なる判断を示している。そこで本稿では、全令状法の適用に関する近時の事例を検討し、両連邦裁判所の判断の相違点について考察を加える。また、ロック機能解除問題の今後の方向についても、法的な観点から若干の考察を行う。

### 2. 事案の概要

#### 2.1 カリフォルニア州の事案

2015 年 12 月にカリフォルニア州サンバーナーディーノ郡で、福祉施設が襲撃され、被疑者が銃を乱射して 14 人が死亡し、22 人が負傷するという事件が発生した。事件発生後、警察によって容疑者 2 名が射殺されたが、そのうちの 1 名のサイド・ファルク(Syed Farook)が使用していた iPhone を令状に基づいて捜査機関は押収した。被疑者が iPhone を使って乱射事件に関するメッセージを交換していた可能性が高く、捜査機関がメッセージを iPhone から取り出そうとしたものの、ロック機能に妨げられた。このため Apple 社に支援を求めたが、Apple 社が拒否したので、FBI は連邦裁判所に対して全令状法に基づきロック機能を解除するための技術的支援を Apple 社に命じる命令を出すように求めた

<sup>†1</sup> 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

というものである。

これに対してカリフォルニア中央地区連邦地裁のピム(Pym)治安判事は、2月16日に3頁の書面で決定を下し、Apple社に対して、捜査機関がiPhoneのデータにアクセスできるように支援することを命じた。

具体的にはiPhoneの自動消去機能の回避または停止、パスキュードの提供、FBIが提供されたパスキュードでiPhoneにアクセスした際に他のデータを削除しないようにすること、である。また可能であれば、ハードウェアと違って電源を切るとデータが消えてしまうランダム・アクセス・メモリ(RAM)からデータを取り出す方法も提供するように命じた。ただし、他の技術的な方法でこれらに代わる措置を提供できるのであれば、FBI側と協議した上で、他の技術的な方法をもって代えることもできるとしている。

しかし、Apple社はこの決定に従わない旨を公的に声明したため、FBI側は2月19日、Apple社に決定に従うようにさらに命令を下すことを裁判所に求めた。このため2月25日にApple社は答弁書を提出し、2月16日に発出された命令の取消を求めた。3月10日にFBIは命令取り消しの求めに反論する文書を提出し、3月15日にはApple社はそれへの再反論文書を提出した。

しかし3月28日、FBIは、その後ファロックのiPhoneにアクセスすることができたのでApple社の技術的支援を受ける必要が無くなったとして、2月16日に命令された技術的支援をApple社に求めることはしないとすると裁判所に提出した。

## 2.2 ニューヨーク州の事案

2014年6月6日、ニューヨーク東部地区連邦地裁の治安判事は政府側の求めに応じて、麻薬密売の嫌疑でニューヨークに居住していたジャン・フェン(Jun Feng)容疑者宅の家宅捜査令状を発給し、フェンは家宅捜査の後、6月11日に逮捕された。2014年7月9日、ニューヨーク東部地区連邦地裁の大陪審は、フェン他4名の被疑者の起訴を評決した。

令状を受けて家宅捜査を行った際、連邦麻薬捜査局はiPhone 5sを含む複数のモバイル端末を押収した。その後、フェンの起訴後の2015年6月になって、政府側は押収した端末類を解析する令状の発給を求め、6月6日に令状が発給された。しかし、2週間という令状の期限内ではロック機能を解除することができず、連邦麻薬捜査局はFBIに支援を求めた。しかしFBIも解除に成功せず、2週間という令状の期限が過ぎた後にApple社に支援を求めたが、拒否された。このため、10月8日、政府側は全令状法に基づくApple社への命令を裁判所に求めた。

なお政府側は、Apple社自身がパスキュードによってロックされたiPhoneからデータを取り出すことは可能であると公表している[1]、としている。政府側は、何らApple社に対して新たなソフトウェアの開発やハードウェアの開発を求めるものではなく、Apple社自身が有しているはずの

ロック解除技術による支援を求めているに過ぎないとする。

これに対して、Apple社は2015年10月19日に命令の適法性について異議を提出し、2015年10月22日に口頭審問が開かれた。

ニューヨーク東部地区連邦地裁のオーレンスタイン(Orenstein)連邦治安判事は2016年2月19日に決定を下し、全令状法に基づくApple社への命令の求めを退けた。政府側はこれを不服として、司法省が3月7日に命令に異議を唱える文書を提出した。

## 3. 全令状法(All Writs Act)

### 3.1 全令状法の適用

全令状法(All Writs Act)[2]は、もともとは1789年に制定された司法部法(Judicially Act)[3]という法律の一部で、1911年に現在の形になった。この法律は、次のようにわずか2条の条文からなる。

- (a)連邦最高裁判所と連邦議会によって設立された全裁判所は、その権限を行使する上で必要もしくは適切であり、かつ法の慣習及び原理の上で許される全令状を発給することができる。
- (b)代替令状もしくは仮命令は、管轄権を有する最高裁判所裁判官もしくは(下級裁判所の)裁判官によって発給されることことができる。

この法律によれば、連邦最高裁判所と連邦議会によって設立された全裁判所はその権限を行使するためにはどんな令状でも出すことができる。しかし連邦最高裁は、1948年のプライス対ジョンストン判決において、全令状法は、「法の合理的な終結(the rational ends of law)」を達成するために連邦議会によって認められた手続的な手段であると解している[4]。この判決以降も、連邦最高裁はこの法律に基づく令状を出すことができる条件を、他の法律上の手段がない場合、連邦裁判所自身が管轄権を持っている場合、連邦裁判所の権限を行使する上で必要または適切である場合、令状の内容が議会によって制定された法律に反しない場合、に限定してきた[5]。

なお「連邦議会によって設立された全裁判所」の中に軍法会議等が含まれるかどうかについて、軍事控訴裁判所は、連邦最高裁の判決[6]に依拠し、合衆国憲法第3章に規定されている裁判所以外の裁判所は全令状法に基づく令状発給権限を有しないと判断している[7]。

### 3.2 全令状法と刑事事件の捜査

#### 3.2.1 合衆国対ニューヨーク電話会社判決

全令状法と刑事事件の捜査との関係において、連邦裁判所は、全令状法被疑者や被疑者と直接の関係がある者だけではなく、被疑者と直接関係のない者に対しても命令を下すことができるとされている。その先例となったのは、連

邦最高裁の 1977 年の合衆国対ニューヨーク電話会社判決である[8]。

本件では、ニューヨーク市内で違法賭博を行っている可能性のある企業が捜査の対象となり、FBI は、当該企業が使用していた 2 台の電話機からダイヤルを回した先を記録する装置(pen register)を取り付け、情報を提供するように要請したが、サウスウエスタン・ベル電話会社(Southwestern Bell Telephone Company)に拒否された。このため FBI は全令状法に基づき、電話会社に対して記録装置を取り付け情報提供すると共に FBI 捜査官を支援する命令を発出することをニューヨーク州南部地区連邦地裁に求め、1976 年 3 月 19 日、連邦地裁は FBI の主張を認めて、電話会社に対し記録装置を取り付ける命令を発出した。これに対して電話会社側は、技術的支援を捜査機関に提供する命令について、1970 年に第 2 巡回区連邦控訴裁判所が下した先例[9]に基づいて異議を申し立てた。電話会社が支援を拒否したのは、政府がネットワークにアクセスした場合、政府による「無差別的プライバシー侵害」を帰結することになることを恐れたためであるとされる[10]。

第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、連邦裁判所が被疑者と直接関係のない第三者に対して命令を下すことはできないとして、電話会社の異議を認めた[11]。

これに対して連邦最高裁は、連邦控訴裁の判断を覆した。ホワイト(White)判事が執筆した法廷意見は、後に連邦最高裁判事となるカードウズ(Cardozo)判事がニューヨーク州最高裁判事時代に執筆した「エドワード 1 世の時代から、市民を国家の司法を執行するために招集することは許される」という判決文[12]を引用して、「私人である市民は、要請を受けたときには法執行機関に対して援助を提供する義務を有する」[13]と判示し、「全令状法に基づいて連邦裁判所が第三者に対して無制限に命令を出すことができるというわけではなく、不合理な負担を課すことは許されない。しかし、本件における命令の内容は、全令状法によって明確に授權されたものであり、連邦議会の立法趣旨にも合致するものである」と判断した。

本判決が出る以前は、連邦控訴裁判所におけるこの種の装置装着命令をめぐる判断は揺れていた[14]。しかし、最高裁が本判決を下したことにより、連邦裁判所は全令状法に基づく電話会社へのダイヤル先記録装置装着命令を発出する権限を有することが確認され、連邦裁判所は全令状法に基づき第三者に対して命令を出すことができるとされるようになった。

### 3.3 全令状法に基づく刑事事件捜査への支援命令の状況

全米公民権連合(以下、「ACLU」と略。)は、2016 年 3 月 20 日に、捜査機関が全令状法に基づき、Apple 社または Google 社に対し、端末のロックを解除することまたは保有している情報を開示することを命じることを連邦裁判所に求めた事例について調査した結果を公開した[15]。

ACLU の調査によれば、捜査機関が全令状法に基づき端末のロック解除の技術的支援命令を出すよう裁判所に求めた事例は、2008 年以來、急増しているという。連邦裁判所が全令状法に基づき Apple 社または Google 社に対し、端末のロックを解除することまたは保有している情報を開示することを命じた命令は、ACLU の調査結果公開時点で 63 件を確認でき、Apple 社が命令に対して異議を申し立てている事例については 12 件を確認できたという[16]。

2014 年 10 月 31 日、ニューヨーク州南部地区連邦地裁において、ガブリエル・ゴーレンシュタイン(Gabriel Gorenstein)治安判事が、クレジットカードの不正使用に関して令状に基づき押収された携帯電話のロックについて、全令状法に基づき、ロック画面を回避する技術的支援を行うよう携帯電話の製造会社(会社名は命令文書に記載されておらず、不明)に対して命令したことが明らかになっている[17]。

2015 年には、連邦検事が公判において Apple 社は少なくとも 70 件の端末ロック解除に協力していると公言した[18]。

連邦裁判所が発出する命令はすべてが判例集(判例データベース)に掲載されるわけでないので、ACLU は今後も調査を継続するとしているが、捜査機関が全令状法に基づき端末のロック解除の技術的支援命令を出すよう裁判所に求めている例は実はかなり多いという実情が窺われる。

一方、Android 端末については、捜査機関がロック解除の技術的支援を Apple 社に求めている iPhone とは異なり、Google 社に対して直接、Android 端末のパスワードを開示するように求める場合が多い。

2015 年 3 月、連邦政府はカリフォルニア州東部地区連邦地裁に対し、全令状法に基づいて、裁判所の令状を得て押収した Android 端末のパスワードを開示するように Google 社に命じる命令の発出を求めた。これに対して 3 月 25 日、ローレンス・オニール(Lawrence O'Neill)治安判事が政府側の訴えを認めている。ACLU が公開した命令文書[19]によれば、裁判所は Google 社に対して、特定 Android 端末の解析に協力すること、必要場合は当該 Android 端末に紐付けられている Google アカウントを無効とすること、当該 Android 端末のパスワードを無効にして新しいパスワードを捜査機関に提供すること等を命じている。

ただし命令では、捜査機関側に対して、新たに提供されたパスワードを使用して、当該端末に対する押収令状が出た時点で端末に保存されていたデータ又は同期されていたオンライン上のデータ以外のオンライン上のアカウントにアクセスすることを禁じている。

## 4. iPhone 問題の法的側面

### 4.1 通信傍受と暗号化

iPhone 問題が広く関心を集めているのは、全令状法による命令の可否というような手続的な次元ではなく、捜査機

関に Apple 社が協力してロックを解除することを通じたプライバシー侵害への懸念という次元であろう。

アメリカにおいては、通信に関しては、総合犯罪防止安全市街地法(Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968)[20]、外国情報活動監視法(Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978)[21]、通信傍受法(Communications Asssitance for Law Enforcement Act of 1994)[22]、愛国者法(Patriot Act of 2001)[23]等の規定によって広く通信傍受が認められている。特に、外国情報活動監視裁判所(United States Foreign Intelligence Surveillance Court)は、2004年から2012年までの間に15100件の令状を発給し、令状発給を退けたのはわずか7件であったと報じられている[24]。2014年1月、オバマ大統領は司法省に対し、Facebook、Google、LinkedIn、Microsoft、Yahoo等の企業が外国情報活動監視裁判所によって情報提供を求められている件数を公開することを許可するように命じたが、それ以外の情報の公開は許可していない。通信傍受法は、端末からメッセージが送信されたり、外部のサーバーに保存されたりした後の通信内容に対して捜査機関がアクセスすることを支援するように通信事業者等に対して求めており、ユーザー個人のスマートフォン等の端末自体は法の射程に入っていないことから、FBIと司法省は、通信傍受法がインターネットを利用したメッセージ交換、SNS、P2P等のサービスに対しては有効に機能していないと主張している[25]。

このような広範な通信傍受の動きに対抗するための有効な手段として、暗号化はユーザー及び端末製造販売者の両方で活用されてきた。また、後述するように、端末の所有者に対して強制的に端末のロックを解除するためのパスワードを入力させることは憲法違反であると解されており、暗号化されたデータを強制的に複合化させることは困難であるとされている。このことから、暗号化は「無法地帯」[26]と非難されるかと思えば、「専制からの解放」[27]と賞賛されたりもするわけである。

#### 4.2 法的問題の所在

前述のように、捜査機関が全令状法に基づき端末のロック解除の技術的支援命令を出すよう裁判所に求めている例は、実はかなり多いとみられる。

そもそも、端末の製造者にロック解除の技術的支援を依頼する前に、端末の所有者や端末を使用していた被疑者自身にロック解除を命じることはできないのであろうか。後述するように、所有者や被疑者にロック解除を命じ、強制的にパスワード等を入力させてロックを解除させることは一般的に合衆国憲法に違反すると解されている。このため、所有者等に強制的にロックを解除させることはできず、その他の手段を取らざるを得ないことになる。

本件では、Apple社はiPhoneの設計・製造・販売者として、FBIからロック機能を解除する技術的支援を求められているが、Apple社はこれを拒否している。それでは、ユ

ーザーのプライバシーの保護というような次元ではなく、Apple社自身は、ロック機能を解除する技術的支援を行うことを拒否する法的な権利や根拠を有するのであろうか。

仮にApple社にそのような支援を行うことを拒否する憲法上の権利が保障されているとすれば、またはそのような命令をApple社に対して発出することを憲法が禁じているとすれば、全令状法に基づいて連邦裁判所の命令が発出されたとしても、Apple社はそれに対して憲法違反という申立をすることが可能となるはずである。

他方で、Apple社にそのような命令を出すことが憲法上は許容されるとしても、そのような命令を発出することが、全令状法という法律のレベルにおいて合法的であるかという別の問題がある。さらに、裁判所は押収したiPhoneのデータの捜査機関による解析を支援するため、全令状法に従ってApple社にiPhoneのロック機能を外すように命令する権限を有するとしても、本件の状況や事実関係に即したときに、それをすることが適当であるか、という点が残る。

#### 4.3 パスワード入力を強制することの是非

本件では、カリフォルニア州の端末を使用していた者が死亡しているためパスワードを強制的に入力させることは不可能であるが、ニューヨーク州の事案では強制的にロックを解除させることは可能であろうか。それができれば、Apple社にロック機能を回避する技術的支援を求めなければならない必要性は、大幅に減ずることになるはずである。

端末の所有者に対して、強制的に端末のロックを解除させることができるかどうかは、パスワードの種類によって異なると解されている。

指紋等のバイOMETリック認証によってロックされている場合は、強制的に端末のロックを解除させることは可能であるとされる。連邦最高裁は、1966年のシュマーバー対カリフォルニア判決において、物理的または肉体的な証拠を強制的に提出させること、特に指紋を採取することは、合衆国憲法修正5条に違反しないと判断しているからである[28]。また連邦最高裁は、被疑者に対して血液サンプルや筆跡を提供させること、被疑者の声を録音して証拠とすることは修正5条に違反しないと判示している[29]。また、被疑者の意に反していたとしても、血液サンプルや筆跡等の提供を行わせることができるとされている[30]。

したがって、端末所有者や使用者の指紋だけで端末がロックされている場合には、捜査機関は令状に基づき端末所有者や使用者の指紋を採取して、ロックを解除することが可能であり、このことは憲法には違反しない。

しかし、通常は数字やアルファベットの組み合わせで生成されるパスワードを強制的に端末に入力させることには、憲法上の問題が生じる可能性があると考えられる。連邦最高裁は、コンピューターや携帯電話等にパスワードを強制的に入力させることの合憲性については判断を示していない。

しかし連邦最高裁は、1988年のドー対合衆国判決において、刑事事件の証拠物が入っている金庫の鍵の引き渡しを命じることはできるが、壁金庫(wall safe)のダイヤル鍵の解錠のために強制的に鍵の組み合わせを命じることはできないと判示している[31]。

このため、強制的に鍵の組み合わせを命じることはできないとするドー判決の判旨が数字や記号、アルファベット等の組み合わせによって構成されるパスワードにも適用されると解するのであれば、強制的にそれらの組み合わせを命じることによってパスワードを強制的に端末に入力させることは憲法違反である。

しかし、物理的または肉体的な証拠を強制的に提出させることは合衆国憲法修正5条に違反しないというシュマーバー判決や、筆跡等の提供を行わせることはできるとするドー判決の判旨を踏まえるのであれば、指を物理的に動かしてパスワード等を入力させることは筆跡を提供させることと同じであり、許されると解する余地がないわけでもない。今のところ、連邦控訴裁の判断においては、パスワードを強制的に入力させることは違憲であるとされているが[32]、パスワードを強制的に入力させることは憲法に違反しないとする説もあり[33]、連邦最高裁の判断が待たれる状況となっている。

#### 4.4 Apple社の憲法上の地位

本件については、ユーザーのプライバシー侵害等の懸念が広く示されているが、具体的な当事者であるApple社にとっては、どのような憲法上の保障が受けられるのであろうか。

ジョージワシントン大学ロースクールのオーリン・カー(Orin Kerr)教授は、本件は、不合理な捜索及び逮捕・押収からの人民の権利の保障と令状主義を定める合衆国憲法修正4条の問題ではないという[34]。

その理由は2点あり、まず第1に、2件の事案においてiPhoneの押収自体は令状に基づいて適法に行われているという点である。したがって当該令状に基づいて、政府側はApple社に対してその執行にあたって協力を求めることができる。第2に、仮に政府が令状を有していなかったとしても、携帯電話の所有者の同意を得れば足りるという。特にカリフォルニア州の事件においては、携帯電話の所有者は、被疑者であるファロックの使用者であったサンバーナディーノ郡公衆保健局である。iPhoneは、サンバーナディーノ郡公衆保健局が被疑者のファロックに貸与していたものであった。カー教授は、携帯電話所有者である公衆保健局が捜査に同意しているのだから、本件では修正4条の問題は生じないとする。なお、被疑者のファロックの修正4条の権利の侵害にあたるという主張については、カー教授は、ひとたび送信して意図していた相手に届いた通信の内容には修正4条の保障は及ばないから、ファロックが使っていたiPhoneから送信されたメールには修正4条の保

障は適用されないとしている。

一方、自己負罪の禁止やデュー・プロセスについて規定する合衆国憲法修正5条との関係はどうであろうか。

この点について、ダン・テルジャン(Dan Terzian)弁護士は、iPhoneの製造販売者であるApple社は法人であるから、合衆国憲法修正5条による保障は及ばないという[35]。修正5条の保障を受けるのは自然人(natural individuals)に限られると連邦最高裁が判示しているからである。合衆国対ホワイト判決において、連邦最高裁は「自己負罪に対する憲法上の特権は、本質的に個人的なものであり、自然人に対してのみ適用される」としている[36]。最高裁は、その後も同様の判断を示している[37]。したがって、Apple社は本件について少なくとも合衆国憲法修正5条の保障を受けることはできないと思われる。

カー教授やテルジャン弁護士の主張に従えば、本件においてApple社が憲法上の権利を主張することは、少なくともApple社自身については困難である。ただし、デュー・プロセスの問題として、Apple社には本件における命令の適法性について異議を主張するための口頭審問を求める権利は存在する[38]。

Apple社が携帯電話の所有者や使用者に代わって、そのプライバシーの侵害を主張して命令を拒否することは可能か、という問題については、実際に前述の合衆国対ニューヨーク電話会社では、電話会社は、利用者のプライバシー侵害の危険があることを理由として捜査機関への支援を拒否している。ただし合衆国対ニューヨーク電話会社事件の連邦最高裁判決にかんがみると、被疑者との関係では第三者にあるApple社が命令拒否の根拠として被疑者のプライバシー侵害という憲法違反を主張したとしても、それが容れられる余地は小さいのではあるまいか。

一方、Apple社が技術的支援を行うことを命じられたとしても、実際に技術的な支援を行うのは、法人であるApple社ではなく、その従業員である技術者である。したがってApple社に技術的支援を命令することは、実は自然人であるその従業員に対して命令するに等しい。

このことから、ジャック・ゴーン(Jack Gohn)弁護士は、自然人であるApple社の従業員が技術的支援に同意していないにもかかわらず支援を行うことを命じるのは、当事者が適法に有罪判決を受けた犯罪に対する処罰の場合を除いて意に反する苦役を禁止する憲法修正13条違反の可能性があると指摘する[39]。また「法の慣習及び原理の上で許される」という全令状法の文言に照らすと、意に反する苦役を禁止する修正13条が制定された後には、Apple社の従業員にその意に反する技術的支援を強制することは、「法の原理の上で許される」ものとはいえなくなっているという。このことから、ゴーン弁護士は技術的支援を命令することは違法である可能性があると主張している。

#### 4.5 全令状法による命令の適法性

前述したように、Apple 社自身は憲法上の地位を有しないとしても、Apple 社に対してロック機能を解除する命令を発出することが、全令状法において適法かという問題がある。前述したように、連邦最高裁はこの法律に基づく令状を出すことができる条件を、他の法律上の手段がない場合、連邦裁判所自身が管轄権を持っている場合、連邦裁判所の権限を行使する上で必要または適切である場合、令状の内容が議会によって制定された法律に反しない場合、に限定しているからである。

この点で、カリフォルニア州事案の連邦治安判事の判断とニューヨーク州事案の連邦治安判事の判断は、大きく異なっている。

カリフォルニア州事案では、カリフォルニア州中央地区連邦地裁のピム(Pym)治安判事は、2月16日に3頁の書面で決定を下し、Apple 社に対して、捜査機関が iPhone のデータにアクセスできるように支援することを命じているが、特にそのこと自体の適法性には触れていない。

これに対して、ニューヨーク東部地区連邦地裁のオーレンスタイン連邦治安判事が、50頁にものぼる書面で決定を下し、全令状法に基づく Apple 社への命令を否定した。

オーレンスタイン治安判事は、そもそも裁判所は全令状法に基づきロック機能解除命令を出すことができるか、という点を問題としている。オーレンスタイン治安判事は、政府側が全令状法に基づいて裁判所が Apple 社に命令を出すことができる根拠を十分に証明しておらず、仮に出すことができるとしても、今回の事情を考慮すると、Apple 社に命令を出すに足る要素は存在しないという。というのは、オーレンスタイン治安判事によれば、法令で禁じられていない限り連邦裁判所はどんな令状でも出すことができるというように全令状法を解釈すべきではなく、全令状法による令状を出すことができるのは、やむを得ない場合に限られるというのである。

それでは、本件がそのやむをえない場合に該当するかといえば、オーレンスタイン治安判事はそれを否定する。その判断にあたっては、被疑者のフェンの犯罪及びその捜査と Apple 社と関係、Apple 社に課すことになる負担の大きさ、Apple 社にそのような負担を課さなければならない必然性という3点を考慮する必要がある、本件では、いずれも Apple 社に政府を支援する義務を課すことを正当化するものではないという。

被疑者のフェンの犯罪及びその捜査と Apple 社と関係について、フェンは自分自身の iPhone を使用したのであって Apple 社は iPhone の所有者ではないので、その点で電話会社が犯罪に利用された通信回線等の施設を保有していた合衆国対ニューヨーク電話会社判決の場合とは異なっており、Apple 社には被疑者との関係はないと指摘する。また、「高度に規制され、公衆に奉仕する義務を伴う公益事業」[40]

である電話会社とは異なり、Apple 社は単なる私企業にすぎないという。

Apple 社に課すことになる負担の大きさについて、合衆国対ニューヨーク電話会社判決でも不合理な負担を課すことは許されないとされているが、オーレンスタイン治安判事は次の理由から、Apple 社にとっての不合理な負担となっている。第1、電話会社は規制を受ける公益事業であるから負担を課すことも許容されるが、私企業にすぎない Apple 社（と、結果的にその株主）に他の企業よりも重い義務を課すことの必然性を政府は立証していない。第2、Apple 社は顧客の個人的なデータをいかなる不正アクセスからも守るリーダーシップの役割を果たすことで競争的市場における成功をおさめてきたのであり、明確な法的根拠なしに Apple 社がロック解除の支援を行うことは Apple 社と顧客との間の信頼関係にひび割れを生じさせる。第3、ダイヤル先記録装置の装着が問題となった合衆国対ニューヨーク電話会社判決の際とは異なり、Apple 社にとってパスワードを解除することは一般的な業務ではない。第4、Apple 社はこれまで積極的に iPhone のロック機能を回避するための情報を政府に提供したことはなく、その意向もない。Apple 社は本件命令の適法性について争っているが、適法な命令には従うとしている。第5、ダイヤル先記録装置を装着することは簡単であるが、Apple 社がロック機能回避の技術的支援を行うには、人的な負担を伴う。

Apple 社にそのような負担を課さなければならない必然性については、政府側はそれを十分に主張していないとする。オーレンスタイン治安判事は、別件において、政府側が「パスワードがないことは、政府が記録を取得する能力に致命的な影響を与えるものではない。国土防衛省のフォレンジック技術者は、iPhone のパスワードセキュリティ機能を解除し、データを取得することができる」[41]と主張していたこととの矛盾を指摘している。

#### 5. 2016年裁判所命令遵守法案提出の動き

iPhone 問題に関連して、2016年4月7日、The Hill 誌が、連邦議会上院に超党派で暗号化されたデバイスに関する法案を提出する動きがあることを法案の原文と共に報じ、話題になっている[42]。

法案は「2016年裁判所命令遵守法案(Compliance with Court Orders Act of 2016)」と名付けられており、いかなる人または団体も法の上に立つものではないという原則を掲げ、「すべての通信事業及び製品（ソフトウェアを含む）の提供者は、適切なデータのセキュリティの実施を通じて合衆国の人民のプライバシーを保護しなければならない、法の支配を尊重しすべての法的要件と裁判所の命令を遵守しなければならない。」とする（2条4項）。

また、「法の支配と合衆国の利益及びセキュリティの保護を実現するため、情報もしくはデータに関する裁判所の

命令を受領したすべての者は、すみやかに、応答的かつ明確な(intelligible)情報もしくはデータ、または当該情報もしくはデータを取得するための適切な技術的支援を提供しなければならない。」(同5項)、「本法の適用を受ける団体は、裁判所の命令に基づき、応答的かつ明確な(intelligible)情報もしくはデータ、または当該情報もしくはデータを取得するための適切な技術的支援を政府に提供しなければならない」(同6項)と規定している。

なお、ここでいう「明確な(intelligible)」という文言については、次のように定義されている(4条10項)。

情報もしくはデータに関する「明確な」とは、次の各号をいうものとする。

(A)情報またはデータが、暗号化(encrypted)、秘密化(enciphered)、符号化(encoded)、モジュール化(modulated)もしくは不明瞭化(obfuscated)されていないこと。

(B)暗号化、秘密化、符号化、モジュール化もしくは不明瞭化された情報またはデータが、当初の状態に復号化(decrypted)、明瞭化(deciphered)、復元化(decoded)、非モジュール化(demodulated)もしくは明瞭化(deobfuscated)されていること。

したがって、2条と4条の規定からは、暗号化されたデータを復号して提供することや、その技術的な方法を提供したりすることが求められることになる。また、単に暗号化されたデータだけではなく、秘密化(enciphered)、符号化(encoded)、モジュール化(modulated)もしくは不明瞭化(obfuscate)というように規定することによって、多様な手段によってデバイスがロックされている場合についても、本法が適用できるように規定しているといえる。

ただし、OS自体に捜査機関等がロックを外すことのできる機能をあらかじめ組み込む、またはそもそもこのようなロック機能を装備することを禁止するという点については、法案3条(b)では次のように規定している。

(b)デザインの制限 本法のいかなる文言も、本法の適用を受ける当事者に対し、特定のデザインもしくはオペレーティング・システムを採用することまたは禁止することをいかなる政府の官吏にも授権したものと解釈してはならない。

したがって、政府や捜査機関等がロックを解除したりデータを取り出したりすることができるようにあらかじめ製品を設計することを義務づける、またはこのようなロック機能自体を禁止するという施策については、本法案では明確に否定していることになる。

また、本法案3条(e)は次のような規定を置いている。

(e)ライセンス供与者 リモートコンピューティング役務もしくは公衆電気通信の提供者であって、製品、サービス、アプリケーションもしくはソフトウェアのライセンスを本法の適用を受ける当事者に供与する者または当該当事者から供与される者は、ライセンスが供与された当該製品、サービス、アプリケーションもしくはソフトウェアが本法の規定に適合するようにしなければならない。

これはクラウド・コンピューティング等の普及により、デバイスのロックを解除したとしても、デバイス自身にはデータ等が保存されていないという場合への対処とも考えられるが、プロプライエタリの問題[43]についての規定であると解することもできよう。

本法案が実際に審議されるかどうかは、本稿執筆時点では不透明である。連邦議会の中にはこのような法律を制定することへの反対派や慎重派も少なくない。たとえばカリフォルニア州選出のテッド・リュウ(Ted Lieu)下院議員(民主党)は、2月23日にFBIに対して書簡を送り、全令状法に基づく命令をApple社が遵守することをFBIがさらに裁判所に求めることは適当でないとして、中止するように求めた[44]。

しかし、本法案を提出する準備を進めているのは上院情報委員会のリチャード・バー(Richard Burr)委員長(共和党)、ダイアン・ファインスタイン(Dianne Feinstein)議員(民主党)など有力議員であると報じられており、このような法案の提出の動きは今後も生じるものと思われる。

## 6. おわりに

iPhone問題は、ニューヨーク州の事案が本稿執筆時点でまだ法廷に係争中であり、今後の推移の方向も不透明である。このため、本稿における考察も暫定的なものとならざるを得ない。

本稿で見てきたように、カリフォルニア州の事案とニューヨーク州の事案は、事実関係が大きく異なっている。単にカリフォルニア州の事案は銃の乱射テロ事件に関するものであるのに対してニューヨーク州の事案は麻薬事件にすぎないということではなく、カリフォルニア州の事案は、被疑者が死亡しているので被疑者自身がロック解除を行うことができないし強制することもできない、被疑者が死亡しているので被疑者自身のプライバシーが問題になりにくい、iPhoneの所有者は被疑者自身ではなく所有者はiPhoneの中のデータ解析に同意している、という点に特色がある。このことから、全令状法に基づくiPhoneのロック解除(技術的支援)の是非とプライバシーという問題を論じる素材とするには、やや一般性を欠く部分がある。

これに対してニューヨーク州の事件の場合は、被疑者は生存しており、iPhoneの所有者が被疑者自身であることが

ら、被疑者自身のプライバシーという観点から論じること  
も可能と思われる。その意味で、ニューヨーク州事件の今  
後の法廷の場における推移が注目されよう。

また本件で問題となっているのは、iPhone 5 という旧式  
機種である。その後、Apple 社は iOS を改良し、最新の iPhone  
の場合、Apple 社自身もロックを解除することはできな  
いとされている。そうだとすれば、政府や捜査機関等がロッ  
クを解除したりデータを取り出したりすることができるよ  
うにあらかじめ製品を設計することを義務づけたり、ロッ  
ク機能自体を禁止したりする法律を制定するという機運が  
高まっていく可能性がある。この場合には、それが具体的に  
誰の憲法上の権利を侵害するのか、憲法に違反するとす  
ればそのような法律の制定を食い止めることは可能かとい  
う議論も生じてこよう。

## 謝辞

本研究は、科学研究費「行政におけるデータの取扱いに  
関する法的規制の比較研究（研究課題番号：26380153）及  
び「適応的セキュリティ制御とプライバシー保護支援を可  
能とするビッグデータ流通基盤」（研究課題番号：15H02696）  
の研究成果の一部である。

## 注

- [1] Apple Legal Process Guidelines § III(I) (updated September 29, 2015), <http://www.apple.com/privacy/docs/legal-process-guidelines-us.pdf>.  
[2] 28 U.S.C. § 1651.  
[3] Judiciary Act of 1789, ch. 20, §§ 13-14, 1 STAT. 73, 81-82 (codified as amended at 8 U.S.C. § 1651).  
[4] Price v. Johnston, 334 U.S. 266, 282 (1948).  
[5] Dimitri D. Portnoi, *Resorting to Extraordinary Writs: How the All Writs Act Rises to Fill the Gaps in The Rights of Enemy Combatants*, 83 N.Y.U.L. REV. 293, 299 (2008).  
[6] Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia, 448 U.S. 555 (1980).  
[7] Ctr. for Const'l Rights v. United States, 72 M.J. 126 (C.A.A.F. 2013).  
[8] United States v. New York Tel. Co., 434 U.S. 159 (1977).  
[9] Application of United States, 427 F.2d 639 (9th Cir. Nev. 1970). 本件では、総合犯罪防止安全市街地法(Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968, 18 U.S.C.S. § 2518)に基づき政府が特定電話番号の電話盗聴の令状発給を求めると共に、電話会社に FBI に対して技術的支援を行うように命令することをネバダ連邦地裁に求めたが、連邦地裁はこれを退けた。連邦控訴裁も、連邦地裁の判断を支持した。  
[10] Orin Kerr, *Preliminary Thoughts on the Apple iPhone Order in San Bernardino Case (Part 1)*, <https://www.washingtonpost.com/news/volokh-conspiracy/wp/2016/02/18/preliminary-thoughts-on-the-apple-iphone-order-in-the-san-bernardino-case-part-1/>.  
[11] Application of United States for Order Authorizing Installation & Use of Pen Register, 546 F.2d 243 (8th Cir. Mo. 1976).  
[12] Babington v. Yellow Taxi Corp., 250 N. Y. 14, 17, 164 N. E. 726, 727 (1928).  
[13] United States v. New York Tel. Co., 434 U.S. 159, 175 (1977).  
[14] 連邦裁判所は令状法に基づく電話会社へのダイヤル先記録装置装着命令を発出する権限を有するものとして、Michigan Bell Tel. Co. v. United States, 565 F.2d 385 (6th Cir. Mich. 1977), United States v. Illinois Bell Tel. Co., 531 F.2d 809 (1976). 他方で、そのような権限を否定したものとして、Application of United

- States for Order Authorizing Installation & Use of Pen Register, 546 F.2d 243 (8th Cir. Mo. 1976).  
[15] American Civil Liberties Union, *This Map Shows How the Apple-FBI Fight Was About Much More Than One Phone*, <https://www.aclu.org/blog/speak-freely/map-shows-how-apple-fb-i-fight-was-about-much-more-one-phone>.  
[16] [http://pdfserver.amlaw.com/nlj/apple\\_allwrits\\_list.pdf](http://pdfserver.amlaw.com/nlj/apple_allwrits_list.pdf).  
[17] [https://scholar.google.com/scholar\\_case?case=7012457256018582034](https://scholar.google.com/scholar_case?case=7012457256018582034).  
[18] Lorenzo Franceschi-Bicchieri, *Feds Say Apple Has Unlocked Suspects' iPhones 'At Least' 70 Times in the Past*, MOTHER BOARD, October 26, 2015, <http://motherboard.vice.com/read/feds-say-apple-has-unlocked-suspects-iphones-at-least-70-times-in-the-past>  
[19] [https://www.aclu.org/sites/default/files/field\\_document/ED\\_Cal\\_1-15-sw-00073.pdf](https://www.aclu.org/sites/default/files/field_document/ED_Cal_1-15-sw-00073.pdf).  
[20] 18 U.S.C. § 2518.  
[21] 50 U.S.C. ch. 3.  
[22] 47 U.S.C. § 1001 et. seq.  
[23] 115 STAT. 272 (2001).  
[24] Evan Perez, *Secret Court's Oversight Gets Scrutiny*, WALL STREET JOURNAL, June 9, 2013, <http://www.wsj.com/articles/SB10001424127887324904004578535670310514616>.  
[25] Sally Quillian Yates, testimony before the Senate Committee on the Judiciary, July 8, 2015, <https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-sally-quillian-yates-delivers-oral-testimony-senate-judiciary>. James B. Comey, testimony before the Senate Select Committee on Intelligence, July 8, 2015, <https://www.fbi.gov/news/testimony/counterterrorismcounterintelligence-and-the-challenges-of-going-dark>.  
[26] Jason Koebler, *Tor and Encryption Have Created a 'Zone of Lawlessness'*, Justice Department Says, VICE, <http://motherboard.vice.com/read/torand-encryption-have-created-a-zone-of-lawlessness-justice-department-says> [<http://perma.cc/TV2F-9EQY>].  
[27] Dude-Lebowski, *Comment to Tor and Encryption Have Created a 'Zone of Lawlessness'*, Justice Department Says, REDDIT, [https://www.reddit.com/r/Bitcoin/comments/2tyck4/tor\\_and\\_encryption\\_have\\_created\\_a\\_zone\\_of\\_co3gn71](https://www.reddit.com/r/Bitcoin/comments/2tyck4/tor_and_encryption_have_created_a_zone_of_co3gn71) [<http://perma.cc/E9UK-99ZU>].  
[28] Schmerber v. California, 384 U.S. 757, 764 (1966).  
[29] United States v. Hubbell, 530 U.S. 27, 34-35 (2000).  
[30] Doe v. United States, 487 U.S. 201, 219 (1988) (Stevens, J., dissenting).  
[31] Doe v. United States, 487 U.S. 201, 210 (U.S. 1988).  
[32] In re Grand Jury Subpoena, 670 F.3d 1335 (2012).  
[33] Dan Terzian, *Forced Decryption as a Foregone Conclusion*, 6 CALIF. L. REV. CIRCUIT 27, 31 (2015).  
[34] Kerr, *supra* note 10.  
[35] Dan Terzian, *The Micro-Hornbook on the Fifth Amendment and Encryption*, 104 GEO. WASH. L. J. ONLINE 168 (2016).  
[36] United States v. White, 322 U.S. 694, 698 (1944).  
[37] Bellis v. United States, 417 U.S. 85 (1974).  
[38] Kerr, *supra* note 10.  
[39] Jack L.B. Gohn, *Constitutional Rights under Assault in Apple Encryption Fight*, THE DAILY RECORD, MARCH 25, 2016.  
[40] United States v. New York Tel. Co., 434 U.S. 159, 174 (1977).  
[41] United States v. Adamou Djibo, 15-CR-0088 (SJ), DE 27 at 5 (government's letter to court dated July 9, 2015).  
[42] Cory Bennett, *Senate Encryption Bill Draft Mandates 'Technical Assistance'*, THE HILL, April 7, 2016, <http://thehill.com/policy/cybersecurity/275567-senate-intel-encryption-bill-mandates-technical-assistance>.  
[43] 専属的・再利用不可能性。ソフトウェアの仕様や規格、構造、技術を開発者等が独占的に保持し、情報を公開しないこと。このため、その独占者でなければ、ソフトウェアの開発、修正、改編等ができない状態をさす。  
[44] Letter from Ted Lieu, U.S. Representative, to James Comey, Director, Federal Bureau of Investigation (February 23, 2016), <https://lieu.house.gov/sites/lieu.house.gov/files/documents/2016.02.23%20Letter%20to%20FBI%20Comey%20re%20Apple.pdf>.